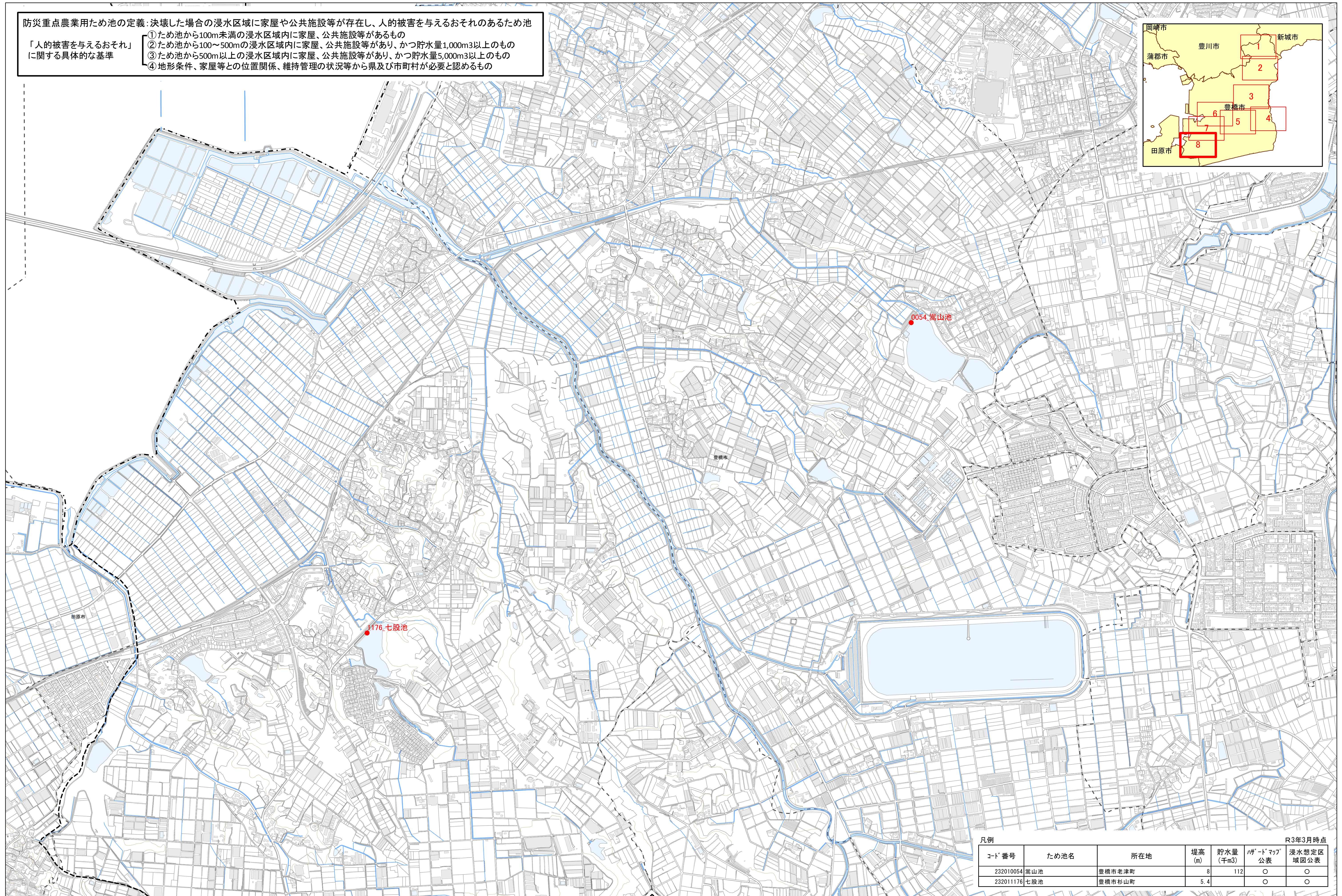
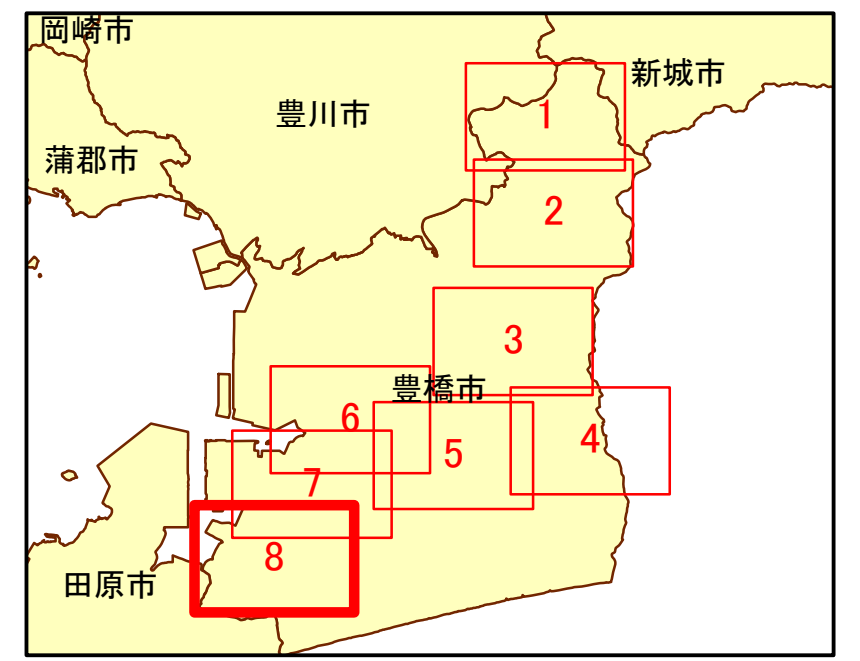




防災重点農業用ため池の定義：決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池
 「人的被害を与えるおそれ」に関する具体的な基準

- ①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ②ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの
- ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの
- ④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から県及び市町村が必要と認めるもの



凡例						R3年3月時点	
コード番号	ため池名	所在地	堤高 (m)	貯水量 (千m ³)	ハザードマップ公表	浸水想定区域図公表	
232010054	嵩山池	豊橋市老津町	8	112	○	○	
232011176	七股池	豊橋市杉山町	5.4		○	○	

